

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年6月29日 03時10分ごろ
発生場所	高知県宿毛市咸陽島西岸 宿毛湾港池島第2防波堤東灯台から真方位085°440m付近 (概位 北緯32°54.8′ 東経132°40.9′)
事故の概要	プレジャーボート沖漁丸は、南西進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年7月6日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 沖漁丸、2.0トン KO3-50285（漁船登録番号）、個人所有 第282-9484号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船首船底部に破口、左舷外板に亀裂、右舷船底部に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 月出時刻：04時44分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、魚釣りの目的で、宿毛市宿毛湾港を出航した。</p> <p>船長は、闇夜で明かりのない陸岸を識別し難かったが、長年の経験から宿毛湾港池島第2防波堤東灯台の灯光を右舷側に見て通過するまではGPSプロッターを作動させなくても大丈夫と思い、操縦席に立ち、天窓から顔を出して目視により見張りを行っていた。</p> <p>本船は、約6ノットの対地速力で手動操舵により宿毛湾港南西方沖の釣り場に向けて南西進中、咸陽島西岸の岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃を受け、身体が窓枠に当たって負傷した。</p> <p>本船は、上げ潮に乗じて自然離礁し、操舵室が浸水していたので、船長がビルジポンプで排水しながら帰航した。</p> <p>同乗者は、118番通報を行った。</p> <p>船長は、宿毛湾港池島第2防波堤東灯台の灯光のみを目印に航行しており、ふだんよりも咸陽島寄りを航行してしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、GPSプロッターで船位を確認しながら航行していれば、咸陽島に接近していることに気付くことができたと思っただ。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.2mであった。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、闇夜で明かりのない陸岸を識別し難い状況下、釣り場に向けて南西進中、船長が、目視のみで見張りを行いながら航行を続けたことから、ふだんよりも咸陽島に接近して航行を続けていることに気付かず、同島西岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、長年の経験から宿毛湾港池島第2防波堤東灯台の灯光を右舷側に見て通過するまではGPSプロッターを作動させなくても大丈夫と思っていたことから、天窓から顔を出して目視により見張りを行っていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、闇夜で明かりのない陸岸を識別し難い状況下、本船が釣り場に向けて南西進中、船長が、目視のみで見張りを行いながら航行を続けたため、ふだんよりも咸陽島に接近して航行を続けていることに気付かず、同島西岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、慣れた海域であっても夜間に航行する際には、GPSプロッター等の航海計器を活用して船位の確認を適切に行うこと。